

愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、予算の範囲内において民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下「弁償費」という。）及び民生委員協議会会長（以下「会長」という。）に対する民生委員協議会会長活動費（以下「会長活動費」という。また、弁償費及び会長活動費を「弁償費等」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(弁償費等の交付)

第2 愛知県内（政令指定都市及び中核市を除く）の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

2 会長が日常活動において要する費用として会長活動費を交付する。

(弁償費等の額)

第3 弁償費等の額は次のとおりとする。

(1) 弁償費

年額59,000円（民生委員分、児童委員分各29,500円）

(2) 会長活動費

年額5,960円

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途で委嘱（就任）又は解嘱（辞職）された者の弁償費等は別表のとおりとする。

(交付の方法)

第4 弁償費等は、4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して交付するものとする。

(予算配分の額)

第5 弁償費等は、福祉相談センター管内の民生委員・児童委員数及び会長数により積算した額を福祉相談センター長に対して予算配分する。

(資金交付)

第6 福祉相談センター長は、弁償費等について資金前渡の方法により資金を交付するものとする。

(精算)

第7 資金前渡した弁償費等については、民生委員・児童委員又は会長個人の領収書を徴し精算を行うものとする。

(報告)

第8 福祉相談センター長は、この弁償費等の交付を完了したときは速やかに健康福祉部長に対し、上半期については様式第1号により、下半期については様式第2号により交付結果を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年8月31日に施行し、平成12年4月1日から適用する。ただし、「総務」を「会長」と読み替える規定については、6月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日に施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日に施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月29日に施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月26日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

別 表

在職 又は 在任 期間	弁償費			会長活動費
	民生委員分	児童委員分	合計	
11月	27,041円	27,041円	54,082円	5,463円
10月	24,583円	24,583円	49,166円	4,967円
9月	22,125円	22,125円	44,250円	4,470円
8月	19,666円	19,666円	39,332円	3,973円
7月	17,208円	17,208円	34,416円	3,477円
6月	14,750円	14,750円	29,500円	2,980円
5月	12,291円	12,291円	24,582円	2,483円
4月	9,833円	9,833円	19,666円	1,987円
3月	7,375円	7,375円	14,750円	1,490円
2月	4,916円	4,916円	9,832円	993円
1月	2,458円	2,458円	4,916円	497円

様式第1号

番 号
年 月 日

健 康 福 祉 部 長 殿

福祉相談センター長 印

平成 年度民生委員・児童委員活動費交付金等費用弁償費の精算について
(報告)

このことについて、上半期分は別紙のとおりです。

様式第2号

番 号
年 月 日

健 康 福 祉 部 長 殿

福祉相談センター長 印

平成 年度民生委員・児童委員活動費交付金等費用弁償費の精算について
(報告)

このことについては、別紙のとおりです。